

日本学生支援機構大阪日本語教育センター学則細則

制定日 平成16年4月1日
最近改正日 令和5年3月8日

(目的)

第1条 この細則は、日本学生支援機構大阪日本語教育センター学則（以下「学則」という。）第37条の規定に基づき、学則の施行に関し必要な細目を定めることを目的とする。なお、この細則で本校とは、日本学生支援機構大阪日本語教育センターのことをいう。

(聴講制度)

第2条 学則第4条に定める課程の聴講を希望する者に対し、その聴講を認めることがある。

2 聴講制度の細目については、校長が別に定めるものとする。

(教材費及び課外活動費)

第3条 学則第30条第2項において校長が定めることとした教材費及び課外活動費の額は、下表に掲げる額とし、本校が指定する納入期限までに納入するものとする。

区分	1年コース	1年半コース
教材費	36,667円(税込)	47,137円(税込)
課外活動費	24,200円(税込)	29,700円(税込)

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により来日することができず、やむを得ず日本国外でインターネットによる授業を受講することとなった私費外国人留学生（我が国政府、他の国・地域の政府又は奨学金団体などから、学納金又は生活費の支給を受けていない者に限る。）については、下表に掲げる額とすることができる。

区分	1年コース (オンライン)	1年半コース (オンライン)	1年コース (延長者) (オンライン)
教材費	36,667円(税込)	47,137円(税込)	36,667円(税込)
課外活動費	・来校前に未実施：24,200円(税込) ・来校前に実施済：不要	・来校前に未実施：29,700円(税込) ・来校前に実施済：不要	・前年度納付済みのため不要

(入学選考料)

第4条 学則第29条に定める入学選考料は、本校が指定する納入期限までにその全額を納入するものとする。

(授業料等)

第5条 学則第30条に定める授業料等は、本校が指定する納入期限までにその全額を納入するものとする。

(誓約書の提出及び経費支弁者)

第6条 学則第19条に定める誓約書の提出に関して、入学を許可された者のうち、経費支弁者を立てることを要する学生は、経費支弁者連署の上、本校所定の誓約書を提出しなければならない。なお、経費支弁者又は当該学生は、次の各号について遺漏のないようにしなければならない。

- (1) 経費支弁者は、当該学生の身分及び在学中の経費に関する一切の事項につきその責務を負うこと。
- (2) 経費支弁者又は当該学生は、身分上の異動や住所の変更があったときは、直ちにその旨を届け出ること。
- (3) 経費支弁者が死亡又はその他の事由でその責務を履行できなくなったときは、当該学生は直ちに新たに経費支弁者を立てて誓約書の差し替えを行うこと。
- (4) 当該学生が学則第20条に定める退学をしようとするときは、経費支弁者連署の上、その旨を届け出ること。
- (5) 当該学生が学則第21条に定める休学をしようとするときは、経費支弁者連署の上、その旨を願い出ること。
- (6) 当該学生が学則第24条に定める復学をしようとするときは、経費支弁者連署の上、その旨を願い出ること。

(在学期間の延長)

第7条 1年コースの学生が、大学等への進学準備のため、さらに1年の継続を願い出た場合、校長は、希望する学生の進路、学業成績及び出席状況により継続学習の必要があると認めた者について、在学期間の延長を許可することができる。

2 前項の規定により在学期間の延長を許可された者は、学則第30条第1項に定める授業料及び施設維持費並びに本細則第3条に定める教材費及び課外活動費を本校が指定する納入期限までに納入するものとする。

(補習授業)

第8条 学則第9条に定める教育課程、授業週数及び授業時数とは別に、学生が学習の不足を補うための授業（以下「補習授業」という。）を希望した場合、校長は、希望する学生の進路、学業成績及び出席状況により必要があると認めた者について、補習授業を行うことができる。

2 前項に定める補習授業の科目，授業時数，授業期間及び補習費等はその都度校長が別に定める。

3 第1項の規定により補習授業を受ける者は，補習費を本校が指定する納入期限までに納入するものとする。

4 既納の補習費は返還しない。ただし，疾病その他真にやむを得ないと認められる事由により補習授業を受けない場合は，その返還を認めることがある。

(附帯教育の修了)

第9条 学則第33条に定める附帯教育に係る所定の履修期間を修めた者には，特別コース修了証書を授与することができる。

(証明書等の発行手数料等)

第10条 学則第35条において校長が別に定めることとした手数料の額については，発行する証明書等1通につき300円とする。なお，手数料を徴する証明書等の名称については，次の各号のとおりとする。

- (1) 在学証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業見込証明書
- (4) 卒業証明書
- (5) 在学期間証明書
- (6) 日本語能力証明書
- (7) 出席状況証明書
- (8) その他前各号に掲げるものに類する書類

附 則 (平成19年5月28日制定)

この細則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日改正)

この細則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月23日改正)

この細則は，平成21年6月23日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日改正)

(施行期日)

1 この細則は，平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行日前に，すでに入学を許可された者に係る細則の適用については，なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月14日改正)

(施行期日)

1 この細則は，平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行日前、現に在学している者については、この細則により入学を許可された者とみなす。ただし、第3条の規定については、この限りではない。

附 則（令和元年9月20日改正）

この細則は、令和元年9月20日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月21日改正）

この細則は、令和4年4月21日から施行し、令和4年4月1日以降に入学する者に対し適用する。

附 則（令和5年3月8日改正）

この細則は、令和5年3月8日から施行する。